

●香川県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

三豊市財田町財田上字三野街道7582番9、7582番59、7582番60、字登尾7674番22、字日の浦4370番1、4370番2、字柏子谷7447番1、7447番3から7447番6まで、字柚の尾7671番28、財田中字吉田4733番、4734番、4735番2、字西岡4780番、4783番1、4783番2、4798番、4799番、字道手5123番55、5125番3、5125番4、5125番6から5125番9まで、5125番34、5126番277、5126番287、5126番298・5126番301（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5126番530、5126番594、5126番602、5126番609、字八月谷5360番4、5360番11、5360番12、5360番25、5360番42、5360番45、5360番46、5361番1、5361番2、5362番1、5362番4、字暮田5353番、5406番1、5406番2、5407番1、字北原5363番13、5363番14、5363番19、5364番1、5367番9、5367番10、5370番、字余境寺5405番1、5474番1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

財田上字登尾7674番22、字日の浦4370番1、4370番2、字柏子谷7447番1、7447番3から7447番6まで、字柚の尾7671番28、財田中字道手5123番55、5126番301（次の図に示す部分に限る。）、5126番530、5126番594

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び三豊市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）